

【イギリス】 2013 年金属くず取引業法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 河島 太郎

* 金属盗犯の防止及び金属くず取引の倫理向上を目的として、2013 年金属くず取引業法(c.10) が制定され、金属くずの取引規制について実効性の向上を図る制度改正が行われた。

1 制定の背景と経緯

近年の国際的な金属価格の高騰によりイギリスの金属盗犯は2009年度の1,500件が2010年度の2千件に増え、交通基盤設備、電気通信網、建築文化財、記念碑等に与える損害の総額も間接損害も含め2010年で7.7億ポンドに上っている（注1）。政府は関係機関による全国金属盗犯対策特別作業班の設置等の取組を進めてきたが、金属くず取引業の規制強化により金属盗犯が盗品を売却する機会の減少を図る必要性を認め、英国交通警察や英国金属リサイクル協会の支持を得て、強制力のある確固とした新たな金属くず取引業免許制度の法整備に着手した。政府依頼法案（注2）として与党保守党のリチャード・オタウェー（Richard Ottaway）下院議員が2012年6月2日に提出した金属くず取引業法案は、業者が事業場に免許証の謄本を掲示する義務を新設し、免許を与える地方自治体が額を定めて徴収することとなる手数料に国务大臣が限度額を設ける規定を撤回し、新設される罪に免責事由を加える等の与党修正、取引記録の保存期間を2年から3年に延長する野党修正等が行われて2012年11月9日に下院を通過した。上院では下院送付案がそのまま2013年2月12日に可決され、2月28日に女王の裁可を受けて2013年金属くず取引業法（以下「2013年法」）が制定された。

2 概要

2013年法は、本則23か条で金属くず取引業免許制度、営業規範及び補則を定め、第1附則及び第2附則（各9か条）を伴う。以下本則を中心にその概要を紹介する。

(1) 金属くず取引業免許制度（第1条～第9条・第1附則・第2附則）

2013年法は、1964年金属くず取引業法（c.69。以下「1964年法」）及びその関係法令並びに2001年自動車（犯罪）法（c.3。以下「2001年法」）第1章を廃止し、新たに金属くず再生業と自動車解体業との一体的な規制制度の整備を図り、引き続き監督庁となる地方自治体の規制権限を強化する。関係犯罪（注3）の前科の有無等2013年法の定める要素に鑑み適格と認められる者に限り、地方自治体の免許を受けて金属くず取引業を営むことができる。各地方自治体は、国务大臣の指針を参考にして定める免許手数料を徴収して費用の回収を図る。免許を受けた者は、環境庁等が作成する中央登録簿に登録される。免許を受けた後に不適格となった者に対しては、地方自治体による免許の取消し等が可能となった。なお、無免許の事業場の閉鎖については、従

来の警察に加え、監督庁である地方自治体の関与する手続が新たに整備された。

(2) 営業規範(第 10 条～第 15 条)

2013 年法は、金属くず産業全体の取引倫理 (trading standards) の向上を図って、金属くず取引業者に対し、免許証の謄本を事業場に掲示する義務、金属くずの取引及び処分に関する詳細かつ正確な記録を保存する義務並びにその売主の身元を確認する義務を課している。なお、2012 年の 1964 年法改正により業者による金属くずの現金買取りが原則禁止され(注 4)、2013 年法には事実上これを引き継ぐ罰則が設けられた。

(3) 補則(第 16 条～第 23 条)

警察及び地方自治体は、既に免許を受けた従来の事業場に加え、日常的に金属くず取引に用いられていると信ずるに足りる相当な理由のある無免許の事業場に対し、新たに抜き打ちの立入検査が可能となった。また、2001 年法上の自動車解体業者は、金属くず取引業者に包括されてその規制を受けることとなる。その他、関係犯罪に関する法人及び個人の両罰規定、2013 年法の施行後 5 年以内に免許制度の成果を検証する検討条項、関係法令の整理に関する規定、委任命令の制定手続に関する規定等がある。

なお、2013 年法は国務大臣が命令で定める日から施行することとなっており、一部の規定については制定の日、2013 年 9 月 1 日及び 12 月 1 日から、同法の多くを占めるその他の規定については同年 10 月 1 日から随時施行されている (注 5)。

注(インターネット情報は 2014 年 1 月 21 日現在である。)

- (1) Sally Lipscombe and Oliver Bennett, "Metal theft," *Standard Note*, SN/HA/6150, last updated: 11 July 2012. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN06150.pdf>>
- (2) 古賀豪「英国の政府提出法案の立案過程—英国内閣府の『立法の手引き』—」『レファレンス』731号, 2011.12, pp.98-99. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3196934>>
- (3) The Scrap Metal Dealers Act 2013 (Prescribed Relevant Offences and Relevant Enforcement Action) Regulations 2013 (SI 2013/2258), s.2, Sch.
- (4) 河島太朗「司法の諸制度に関する法律の整備」『外国の立法』254-1号, 2013.1, p.11. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/6018656>>
- (5) The Scrap Metal Dealers Act 2013 (Commencement and Transitional Provisions) Order 2013 (SI 2013/1966), ss.2-4.

参考文献

- ・ *Scrap Metal Dealers Act 2013 – Explanatory Notes*. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/10/notes>>
- ・ Oliver Bennett, et al., "Scrap Metal Dealers Bill," House of Commons Library, *Research Paper*, 12/39, 10 July 2012. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/rp12-39>>
- ・ Sally Lipscombe, "Scrap Metal Dealers Bill: Committee Stage Report," House of Commons Library, *Research Paper*, 12/66, 6 November 2012. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/rp12-66>>